知っておきたい

世界各国の産業用ヘンプ

第59回

タイ（2）
薬用大麻とヘンプ製品でハーブ大国の座を狙う

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に『ヘンプ読本』『大麻草解体新書』『大麻という農作物』がある。

タイ王国は、世界有数のハーブ製品の生産国・輸出国を目指し、2016年に経済戦略となる「タイハーブ開発に関する国家基本計画」を策定した。ハーブは身体に栄養を与え、病気を治療するための医薬品の代替手段として、米国では3人に1人がハーブを使用し、ドイツではハーブで基礎疾患を治療する事例がある。日本でも漢方生薬として処方されており、国民健康保険の対象である。

しかし、タイでは1万1600種あるタイハーブのうちの16％しか活用されておらず、輸出用の国際基準を満たしていなかった。そのため、ハーブ製品法（第2562号）を19年に制定し、ハーブ製品の安全性が国際基準を満たすことを保証する法制度を整えた。同法律は、インドのアーユルヴェーダと中国の中薬学を融合したタイ式伝統医療を強力に推進する。そして、政府がコロナ禍で疲弊した経済の立て直しの切り札として注目しているのが、薬用大麻とヘンプ由来のハーブ製品なのだ。

薬物政策の転換により大麻を麻薬から除外

同国の麻薬法（97年に施行）では、大麻は第5種麻薬に指定され、取り締まりの対象だった。だが、19年には薬用大麻を合法化し、ヘンプはマリファナの主成分であるTHC濃度が1％未満のものと定義した（本誌19年6月号参照）。

さらに、同国保健省の通知により、22年6月9日からは大麻草（花序、葉、枝、茎、根、種子を含むすべて植物部位）と、THC濃度0・2％以下の大麻抽出物が第5種麻薬リストから外された。この決定を受けて、まず大麻事犯で逮捕され刑務所に収監されていた321人の受刑者が釈放された。

そして、大麻が麻薬でなくなったことをアピールするために、政府は100万本の大麻草の苗を国民に無料配布した（図1）。それまで許可制だった大麻栽培については、保健省指定の携帯用アプリをダウンロードして登録すれば、商業販売を目的としないことを条件に栽培本数、THC濃度の高低や品種に関係なく、個人的な家庭栽培が可能となった。解禁1カ月後には、栽培アプリの登録者が100万人を超えたという。

これらのキャンペーンは、保健省の狙いどおりにマスコミが大々的に全世界に報道した。政府は、嗜好用大麻を解禁したのではなく、あくまでも産業、医療、ヘルスケア分野の規制緩和に過ぎないと繰り返し述べているが、実質的に大麻を合法化したのと同じ効果を発揮した。ただし、学校内への持ち込み禁止や、20歳未満の大麻摂取の禁止等の通知を出すなど一定の制限を設けている（図2）。

大麻について殊更注目されたが、麻薬法の21年の法改正では7つの薬物関連法が撤廃され、麻薬法典が一本化された。薬物乱用を犯罪として捉えるのではなく、健康上の問題として捉えようという薬物政策の転換による。

図1：22年6月9日解禁時に合わせて、100万本の大麻苗を配布するキャンペーンの様子

出典：大麻農家のジョー@タイ（@weonseokchoi）さん/Twitter

図２：タイ食品医薬品局(FDA)の注意喚起ポスター（筆者が日本語に翻訳）

出典：https://www.medcannabis.go.th/infographic

図３：タイ保健省のカンナビスとクラトムに関わるウェブサイト（伝統的代替医療局伝統医療課）

出典：https://ockt.dtam.moph.go.th

これは、10年に国連が薬物問題と人権・健康の報告書を出して以来、有罪判決や刑罰を中心とした懲罰的アプローチから、人権に基づく健康的アプローチを推奨してきた国際的な動きと連動している。いわゆる「ハームリダクション（害の軽減）」と呼ばれるものである。薬物使用者は、9割の問題のない使用者と、1割の乱用者とに区分され、すべての薬物使用者が依存症患者と誤解されがちだが、実際は1割程度しかいないという科学的根拠に基づく。

身近な合法薬物であるビールや日本酒等のアルコール類をイメージするとわかりやすい。ビールを飲む人全員が、深刻な依存症になっているわけではない。タイでは薬物乱用者に焦点を当てて治療やリハビリ、社会復帰へ繋げていくことにしたのである。日本では、18年に厚生労働省内に依存症対策推進室が発足したばかりで、人員・権限・予算も少なく、薬物対策はタイの足元にも及ばない。

薬用大麻とヘンプハーブをユネスコ無形文化遺産へ

同国保健省は、22年夏に薬用大麻とヘンプの植物政策統合委員会に、①医療とリハビリテーション、②若者と教育、③農業生産、④密輸対策、⑤法務、⑥広報の6つの小委員会を設けた。医療や産業を推進する上で、各方面の課題に対応するためである。麻薬指定が解除された6月9日からの2カ月間で、全人口約7000万人のうち、栽培者（アプリ登録者）は100万人、使用者が4600万人と言われるが、大麻摂取に伴う急性症状で搬送された人は60名と1日1件ペースだった。

リベラルな政策だけに注目されたが、保健省は懸念していたほど社会的混乱や影響を与えていないと評価している。一方で、一連の大麻政策に関する直近の世論調査では、肯定的が12％、中立的が52％、否定的が36％で、国民への認知度を高め理解を広げることに課題が残る。保健省の関連ウェブサイト（図3）では、タイ伝統医療で薬用大麻を使った処方箋や料理レシピの冊子を公開したり、インフォグラフィックの手法を使ったポスターを作って、大麻の基礎知識や法律、栽培、加工、治療、研究について情報提供している。

現在、薬用大麻の栽培面積（産業用ヘンプは除く）は7500ライ（約1200ha）で、280億バーツ（約1065億円）を生み出している。栽培・加工・流通まで含めて500億バーツ（約1900億円）規模への成長を見込む。不動産開発大手のJCK社は、約95億円を投資し、バンコク郊外で16万㎡の大麻専用工業団地を開発して、官民挙げての企業誘致に取り組んでいる。

また、タイ古式マッサージが19年にユネスコ（国連教育科学文化機関）の無形文化遺産に登録された。同様に23年に薬用大麻とヘンプハーブでの登録を目指している。大麻のスティグマ（負の汚名）を返上し、薬物政策の転換を国際的にアピールすることで、医療ツーリズムを呼び込む大きな機会となるだろう。